

平成
23年度

国民健康保険税の税率が決まりました



国民健康保険税(国保税)は、加入者の医療費、後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用、および介護保険サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。平成23年度の国保税の税率が決まりましたのでお知らせします。

なお、税率の設定に当たっては、医療費の伸びを3・4パーセントと見込み、財政調整基金を1億5千万円取り崩すことで、急激な保険税率の上昇の緩和を図りました。また、課税限度額を引き上げ、中間所得者層の負担軽減を図りました。

1世帯当たりの 国保税額の決まり方

国保税は、左図の計算式の
①医療保険分(以下「医療分」)、
②後期高齢者等支援金分(以下「支援金分」)、③介護納付金分(以下「介護分」)。40歳以上65歳未満の方が対象)の三つの課税区分の合計額が、その世帯の国保税額となります。

$$\text{①医療分} + \text{②支援金分} + \text{③介護分} = \text{国保税}$$

三つの課税区分のそれぞれの税額は、世帯の加入者の所得、固定資産、人数などの状況に応じて、それぞれの税率などにより算出します。



①医療分
1年間に予想される医療費の総額から算定します

国民健康保険が負担する医

療費から、国・県などの補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

②支援金分
国が定める後期高齢者医療費の額により決定します

後期高齢者医療費の約4割を医療保険者が負担し合います。負担する支援金の額から国・県などの補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

③介護分
国が定める介護費用の額により決定します

介護納付金の額から国・県などの補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

納税義務者は世帯主です

世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

〈平成23年度の課税区分ごとの税率〉

国保税	課税区分		
	①医療分	②支援金分	③介護分
①所得割(所得に応じて)	6.44%	1.11%	1.83%
②資産割(固定資産税に応じて)	24.80%	4.27%	7.88%
③均等割(被保険者数に応じて)	24,500円	4,400円	8,800円
④平等割(1世帯につき)	20,500円	3,700円	5,000円
特定世帯(※注)	10,250円	1,850円	—
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※注…特定世帯とは、75歳になる方が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、国保加入者が単身となる世帯のこと。

国保税には軽減・減免 制度があります

- ①所得割
(被保険者の所得に応じて計算)
+
- ②資産割
(被保険者の資産に応じて計算)
+
- ③均等割
(被保険者数に応じて計算)
+
- ④平等割
(1世帯当たりの額)
= 国保税

■軽減制度 ①低所得世帯に対する軽減

平成22年中の総所得金額(世帯主と被保険者の合計所得)により、次のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。



■平成22年中の総所得金額(世帯主と被保険者の合計)が下記の金額以下の世帯

7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(世帯主を除いた被保険者数)×24万5千円
2割軽減	33万円+(被保険者数)×35万円

② 特定世帯に対する軽減

(5年間)

75歳になる方が、国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、世帯の国保被保険者が減少しても、国保税の軽減判定の際に、旧国保被保険者の所得と人数を含めて判定を行います。ただし、医療分と支援金分のみが対象です。



③ 非自発的失業者に対する軽減(離職した月の翌年度末分まで)

平成22年3月31日以降に解

雇や倒産などで、非自発的な離職を余儀なくされた国保加入者は、国保税算定に用いる前年所得のうち、給与所得を100分の30に減額して計算します。詳細は、市民課国保医療係へ問い合わせください(申請書の提出が必要です)。

■ 減免制度

① 災害・廃業・生活困窮世帯に対する減免

災害・廃業・生活困窮などで、国保税を納めることが困難となった場合には、その程度により国保税の一部が

減免される場合があります。詳細は、税務課市民税係へ問い合わせください。



② 被用者保険等の被扶養者が国保被保険者となったことによる減免(当分の間)

75歳になる方が、被用者保険等の被保険者(本人)から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が国保に加入した場合には、所得割と資産割が免除され、均等割と平等割が2分の1に減額されます。

詳細は、市民課国保医療係へ問い合わせください(申請書の提出が必要です)。

国保税を

長い間滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格者証」を交付することになります(ただし、高校生以下の加入者は、6カ月の短期保険証を交付します)。

この場合は、医療費を一度、全額自己負担していただき、保険給付分を申請により後で支給することとなります。経済的な事情で納付が困難な方は、早めに税務課収税係に相談ください。

《問合せ》

- ◎ 申告・課税に関すること
税務課市民税係
☎ 21-9045
- ◎ 国保税の納付に関すること
税務課収税係
☎ 23-11118
- ◎ 医療・給付に関すること
市民課国保医療係
☎ 21-9061

国民健康保険

高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

高齢受給者証、
特定疾病療養受療証を
お持ちの方

● 新しい受給者証を
郵送します

8月1日から有効の新しい受給者証を、7月下旬に送付します。有効期限の切れた受給者証は使用できませんので注意ください。

▽ 対象

① 高齢受給者証
昭和11年8月2日から昭和16年7月1日生まれで、国民健康保険被保険者

② 特定疾病療養受療証
特定疾病療養受療証をお持ちの国民健康保険被保険者

限度額適用認定証、
標準負担額減額認定証を
お持ちの方

有効期限は
7月31日(日)です
入院時の一部負担金や食事

代を軽減するために、市が発行しています。引き続き証が必要な方または新たに証が必要な方は申請ください。

▽ 対象

① 限度額適用認定証
70歳未満の国民健康保険被保険者で、納期限到来の国民健康保険税を完納している世帯の方

② 標準負担額減額認定証
70歳未満の国民健康保険被保険者で、国民健康保険の世帯主を含む被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方

▽ 申請に必要なもの
被保険者証
・ 印鑑

過去1年間に入院日数が90日を超える方は、入院日数が90日を超えたこと分かる書類(医療機関の発行する入院期間証明や領収書など)

《問合せ》 市民課国保医療係
☎ 21-9061 または各総合支所市民福祉課